

○ 総務省告示第十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第二十八の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年一月三十日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
[一～十六 略]	[略]
十七 60GHzを超え61GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	500MHz
十八 57GHzを超え64GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第49条の14第12号に規定するものに限る。）	7 GHz
十九 57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第49条の14第13号に規定するものに限る。）	9 GHz
二十 76GHzを超え77GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	1 GHz
二十一 77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	4 GHz

[注 略]

改正前

[同左]

特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
[一～十六 同左]	[同左]
十七 60GHzを超え61GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	500MHz
十八 76GHzを超え77GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	1 GHz
十九 77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	4 GHz

[注 同左]

備考 表の[ ]の記載は対記である。